

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

川口市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とします。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】(国民健康保険課保険係)

国民健康保険事業の運営にあたりましては、誰もが安心して医療にかかれるよう、状況を総合的に判断し、より良きものとなるよう、努力してまいります。国民健康保険税の税率については、国民健康保険の財政状況を勘案した上で、決定していくことをご理解ください。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

【回答】(国民健康保険課保険係)

国民健康保険税の税率については、安定的な国民健康保険制度の運営を目指し、財政状況を勘案した上で、慎重に検討をすすめてまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰の中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】(国民健康保険課保険係)

被保険者の負担軽減を図るために、一般会計から法定外繰入を行うことは、国民健康保険に加入していない、市民の皆さまにも負担を求めることとなります。本市としては、赤字削減・解消

計画を策定し、保険税の収納率向上等を図ることで、赤字の削減・解消に努めております。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

埼玉県国民健康保険運営方針は、埼玉県が、県内市町村と共通認識の下、一体となって財政運営や保険者としての事務を実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進できるように定めたものであり、撤回を求める性質のものではないことをご理解ください。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】（国民健康保険課資格係）

国におきましては、令和4年度より未就学児に係る均等割額の軽減措置を実施しております。また、当市独自の制度として、令和3年度より子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を行っております。今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから18歳以下の子どもの均等割をなくすことを条例で定めることは難しいものと考えております。

(3)所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】（国民健康保険課資格係）

国民健康保険税は、保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。

本市におきましては、低所得者層の負担に配慮しながら、応能割と応益割の割合を定めておりますが、今後、県において保険税水準を統一していくにあたり、被保険者の負担が激変しないためにも必要に応じた是正が必要であると示されていることから、応能負担を原則とする保険税率に改めることは困難であると考えております。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】（国民健康保険課資格係）

国におきましては、令和4年度より未就学児に係る均等割額の軽減措置を実施しております。また、当市独自の制度として、令和3年度より子育て世代の負担軽減を図るため、被保険者のうち18歳以下の3人目以降を対象とした均等割額の減免措置を行っております。今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと、財源の確保に課題がありますことから子どもの均等割負担を廃止することは難しいものと考えております。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】 (国民健康保険課保険係)

被保険者の負担軽減を図るために、一般会計からの法定外繰入金を増額することは、国民健康保険に加入していない、市民の皆さまにも負担を求めることとなります。本市としては赤字削減・解消計画を策定し、保険税の収納率向上等を図ることで、赤字の削減・解消に努めております。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】 (国民健康保険課保険係)

本市の国民健康保険におきましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用範囲の拡大により、被保険者数の減少が続いており、それに伴い、国民健康保険税の収納額も減少しております。一方で、被保険者1人当たりの医療費につきましては、毎年度増加しており、令和6年度当初予算においては、約17億円の一般会計からの赤字繰入金を計上している状況であり、国保会計基金からの繰入れについて議論できる財政状況にございません。

(4)受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 (国民健康保険課資格係)

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法に基づき、納付相談の機会の確保目的としており、税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、資格証明書や短期被保険者証を交付し、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

なお、医療機関への受診を希望する相談があった場合は、状況に応じて短期保険証を交付するなど柔軟な対応に努めております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 (国民健康保険課資格係)

滞納が続いている方に交付しております短期被保険者証につきましては、納税相談の機会を確保し、納付についての理解を得るとともに、個々の対象者の状況に応じ早期に対応することを目的としていることから、郵便による一斉送付は行わず、窓口での更新手続きにより、滞納の解消に努めております。

今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

なお、18歳以下の子どもの短期被保険者証につきましては、郵便にて一斉送付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 (国民健康保険課資格係)

資格証明書につきましては、国民健康保険法に基づき、特別な事情もなく納税相談や納付がない場合に交付しておりますが、本市におきましては、資格証明書を交付する前に短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

今後におきましても、被保険者間の税負担の公平性や国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】（国民健康保険課資格係）

12月から「マイナ保険証」を所持していない方には、被保険者証の代わりに資格確認書を送付することになりますが、国民健康保険は社会保険等他の公的医療保険の加入状況や世帯の状況で被保険者証の記載内容が変更になり、定期的に加入者の資格を確認する必要があるため、有効期限はこれまでどおり最長1年間とする予定であります。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】（国民健康保険課資格係）

国からは、各保険者に対し、被保険者に利用登録の解除を希望する方については資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除手続きを行うことができるようシステム改修を行うことが求められており、本市においても、これらの対応を進めたいうえで、他自治体等の動向を踏まえつつ、その周知の方法については検討して参ります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】（国民健康保険課資格係）

本市独自の申請減免制度につきましては、令和3年度より減免基準を明確にし、申請しやすい制度となるよう努めております。低所得者に対する申請減免制度の拡充につきましては、今後の国民健康保険事業の安定的な運営等を見据えますと減収分の財源確保に課題がありますことから、難しいものと考えております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】（国民健康保険課給付係）

国保法第44条による一部負担金減免につきましては、厚生労働省保険局長通知に基づき運用しており、国の基準を超えた減免は予定しておりません。

なお、減免のご相談があった際には、他の制度なども踏まえ適切に対応するよう努めております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】（国民健康保険課給付係）

申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で手続きをすすめる必要があることから、申請書類に一定の項目を記入していただくこととなりますが、申請者の負担に配慮しながら丁寧な対応に努めて参ります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】（国民健康保険課給付係）

一部負担金減免は、申請者の個々の事情を詳しく伺った上で、減免に関する判断が必要となること、また、減免に関する手続きは保険者の業務であることから、医療機関の会計窓口での手続

きは難しいと考えております。

なお、医療機関から減免についての相談があった場合は、詳細を伺い状況に応じた丁寧な対応を行っているところです。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】（国保収納課）

納税相談の際は、生活状況を聞き取りし、担税力の有無や生活実態の把握に努め、分割納付も難しい滞納者については、「自立サポートセンター」への案内など、他部局とも調整しながら相談を行っております。今後も、一人ひとりの状況に応じた親切で丁寧な対応を心がけて参ります。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】（国保収納課）

給与等の差押については、世帯人数や収入状況により差押金額を考慮し、国税徴収法・国税徴収法施行令に基づき適正に行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】（国保収納課）

売掛金等の差押については、自主納付による完納が見込めない場合において、個別の状況を確認した上で差押額を決定し法令に基づき適正に行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】（国保収納課）

税負担の公平性の観点から、やむを得ず法令に基づく滞納処分手続きを行う場合がありますが、滞納者が置かれている個別の状況に応じて分割納付の承認、滞納処分の執行停止などを検討し滞納整理を適正に行っております。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】（国民健康保険課給付係）

国民健康保険の傷病手当金につきましては、保険財政上の余裕がある場合に行うことができます。本市の国保財政につきましては、厳しい状況が続くことが想定されることから、傷病手当金の創設は考えておりませんが、今後の国・県の動向などを注視して参ります。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】（国民健康保険課給付係）

傷病見舞金につきましても、財源確保に課題がありますことから難しいものと考えております。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

本市では、平成27年7月1日任期開始分から、委員1名について公募を実施しています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

本市の国民健康保険協議会は、公募によって選出された方や各連合町会から推薦いただいた方、医師、薬剤師、保護司、民生児童委員などの広範囲の委員で構成されており、それぞれの立場からのご意見をいただきながら、国保事業の運営に関する重要事項を審議しております。

今後につきましても、市民を代表する皆様から幅広くご意見をいただきながら、適正な運営に努めて参ります。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

本市の特定健康診査は、令和3年度以降、受診者の自己負担額を無料としております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

がん検診（胃がん内視鏡検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診）につきましては、特定健康診査と同一時期に受診できるようにし、特定健康診査のパンフレットに同時に各がん検診が受診可能な医療機関の一覧を示し、個別通知にも同封するなど、市としても推進しているところです。今後も、川口市医師会などの関係機関と協議の上、受診しやすい環境づくりに努めて参ります。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

広報かわぐちや市ホームページでの周知活動をはじめ、未受診者への受診勧奨通知の発送や、事業者健診結果の情報提供依頼などにより受診率の向上に向けた対策を実施してまいります。

④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】（国民健康保険課保険係）

特定健康診査の実施にあたっては、実施医療機関の守秘義務や関係法令等の遵守に加え、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定めております。

特定健康診査にかかる個人情報は、特に適正・厳格な取り扱いが求められることから、厚生労

働省の定めるガイドライン及び川口市情報セキュリティポリシーや川口市個人情報保護条例等に基づき、今後も適切な管理に努めて参ります。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】 (財政課)

13,255,302千円(令和6年3月31日現在)

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となつています。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】 (国民健康保険課保険係)

財政調整基金を活用することは、国民健康保険に加入していない市民の皆様にも負担を求めることになることから、困難であると考えております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】 (高齢者保険事業室)

窓口負担の見直しは、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者の増とともに医療費の増大が見込まれる中、現役世代の負担上昇を抑え、後期高齢者医療制度を持続可能な制度とするためのやむを得ない必要な改正と認識しております。

しかしながら全国後期高齢者医療広域連合協議会が、今後の窓口負担のあり方については、2割負担導入の影響や後期高齢者の生活実態を把握し、短期間のうちに基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正は行わないことなどを国に要望しておりますことから、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら国の動向を注視してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】 (高齢者保険事業室)

後期高齢者医療制度は、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図るなど、負担能力に応じて皆が支え合うことを基本としていること、また、窓口負担の見直しについては、国において既に激変緩和措置を講じ、被保険者のかたに配慮していることから、独自の軽減措置の導入は難しいものと捉えており、検討することは考えておりませんが、引き続き埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携しながら国の動向を注視してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 (高齢者保険事業室)

現在市内4日常生活圏域で実施している「高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施」にお

いて、健康診査等の結果から糖尿病のリスクが高いと判断されたかた及び糖尿病治療歴があるかたのうち、前年度に受診歴のないかたに対し、受診勧奨通知を送付する等の保健指導を行っております。

(4) 団塊の世代が 75 歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】（高齢者保険事業室）

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病の重症化予防とフレイル対策の推進を図ることを目標として、総合的に高齢者保険事業を実施することとしています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】（高齢者保険事業室）

各種健診の自己負担額につきましては、関係機関と協議の上、市民の負担が大きくなるよう配慮し決定しております。なお、後期高齢者健康診査は、令和 2 年度より自己負担額が無料となっております。また、がん検診につきましても、多くの方が受診できるよう 70 歳以上のかた、生活保護受給者のかた、市民税非課税世帯のかたに対しまして、自己負担額の免除を行っております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】（長寿支援課）

令和 6 年度より、聴力機能の低下のある高齢者を対象に、本市独自の補聴器購入費補助事業を開始したところでございます。今後は事業実績等を勘案し、国、県等の要望を含め引き続き制度の在り方を研究して参ります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】（保健総務課）

地域における医療体制については、二次医療圏ごとに検証が必要とされており、本市も出席する埼玉県南部地域保健医療協議会や埼玉県南部地域医療構想調整会議において、内容が協議されております。病院の再編等については、今後もこれらの会議などの場において、意見を発信できるよう努めて参ります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（保健総務課）

医療需要の増大に伴い、必要となる医療従事者の確保は切実な課題であると認識しているところでございます。このことから、医療従事者の人材確保が図れるよう対策や支援について、引き続き県とも情報共有を図って参ります。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】（保健所管理課）

感染症に対応する保健所の人員体制につきましては、新たな感染症の発生、複雑化する市民ニーズなどにも対応できるように、「川口市感染症予防計画」及び「川口市健康危機対処計画（感染症）」に基づき、市民の皆様安心していただけるよう体制を整えて参ります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】（保健所管理課）

本市におきましては、中核市移行により令和30年4月1日に市保健所を開設しておりますことから、市独自で体制強化を行っております。今後も必要な体制強化を図って参ります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】（介護保険課）

ご指摘の内容につきましては、今後とも国の動向を注視して参ります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】（介護保険課）

第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数は引き続き増加することが推計され、給付費総額につきましても、更なる増加が見込まれており、保険料の上昇は避けられないところであります。しかしながら、基準額ベースで第8期が12.9%の引上げに対し、第9期は2.9%の引上げに抑制したものでございます。また、第1段階から第3段階につきましては、消費税を財源とした公費軽減が継続されるものでございます。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】（介護保険課）

介護保険は、高齢者介護を社会全体で支え合う制度であることから、保険料についてはすべてのかたがそれぞれの所得状況などに応じた負担をすることが前提となっております。

そのため、保険料の減免につきましては、災害などの特別な事情で一時的に納付が困難なかたに対して行っておりますので、住民税非課税世帯など特定の所得層のかたを対象とした保険料の減免は考えておりません。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】（介護保険課）

利用者負担額の上限を超えた分につきましては、高額介護サービス費を支給しております。また、支給後に残る利用者負担上限額には、市独自の事業として、住民税非課税世帯のかたに対して「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】（介護保険課）

低所得のかたに対しては、補足給付以外に社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を実施しております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】（介護保険課）

地域密着型サービスにつきましては、補足給付を受けることができませんが、市独自の事業として、住民税非課税世帯のかたに対して「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、所得の少ない方へ利用者負担額の軽減を行っております。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】（介護保険課）

小規模事業者への財政支援は、介護報酬でまかなわれていることから、現時点では検討しておりません。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】（介護保険課）

各事業所においては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策として、日頃から衛生用品等の備蓄に努めていただいております。今後につきましては、感染拡大時における衛生用品の供給状況等に鑑み検討して参ります。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】（介護保険課）

令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種は任意接種となっていることから、介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者への助成については、現時点では検討しておりません。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者

が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】（介護保険課）

訪問介護は基本報酬が引き下げ改定となった一方で、処遇改善加算は人手不足の対策として、加算率が他のサービスよりも高く設定されております。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】（介護保険課）

特別養護老人ホームの整備につきましては、第9期介護保険事業計画に位置付けており、毎年実施している「入居者・待機者実態調査」の結果を踏まえながら、施設の入居状況等を把握し、過剰な整備とならないよう適切な整備に努めて参りたいと考えております。

また、小規模多機能施設等の整備につきましても、介護サービスの見込み量等を勘案し、介護保険事業計画に定めた整備目標に向け順次整備を進めて参ります。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】（長寿支援課）

地域包括支援センターの人員体制につきましては、地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例や地域包括支援センター設置方針に基づき、地区内の高齢者人口に応じた適切な人員配置に努めております。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】（介護保険課）

令和6年度報酬改定において、居宅介護支援における基本単位数の引き上げや加算の見直し等により、介護支援専門員の処遇改善が図られました。さらに、本市においては地域区分の変更による報酬単価の引き上げもあったことから、まずはそれによる増収効果を注視して参ります。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらおうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】（子育て相談課）

本市の施策につきましては、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー相談専用ダイヤルの開設やウェブでの相談受付、子ども応援金の支給、ヘルパーを派遣する家事等訪問支援事業であります。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）

サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】（介護保険課）

介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のためには、市町村の保険者機能を向上させ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止の取組みを推進させることが重要と考えており、保険者機能強化推進交付金の廃止といった内容での要請は考えておりません。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】（介護保険課）

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国庫負担割合の引き上げについては、これまでも全国市長会において提言されており、引き続き必要に応じて国に求めて参りたいと考えております。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】（介護保険課）

2024 年度 未執行

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】（障害福祉課）

障害者福祉計画等の策定時には、障害者、障害児のご家族等にアンケート調査を行ったほか、障害者団体との意見交換の場を設けることで、当事者のご意見を反映したものとなるように努めましたので、本計画で設定した目標達成に向け、施策を進めて参ります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】（障害福祉課）

本市では、5つある機能のうち、「相談」、「緊急時の受け入れ」について実施しているところでございます。

「相談」につきましては市内障害者相談支援センターを地域生活支援拠点として事業所登録を行い、改めて緊急時の対応強化を図っているところであり、引き続き、障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めて参ります。

「緊急時の受け入れ」につきましては、緊急的な対応が必要と予想される障害者から同意を得た上で、必要とされる情報の登録を行い、事前に情報を整理しておき、緊急時にスムーズな対応ができるよう、関係機関と情報共有を行っていく方針です。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】（障害福祉課）

本市では施設や設備に要する費用の一部を補助する独自の補助制度により、整備を進めているところでございます。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】（障害福祉課）

重度の障害などにより地域生活が困難な方の入所施設やグループホームにつきましては、市といたしましても必要と考え、限られた財源の中、社会福祉施設等施設整備費国庫補助や市で行っている補助制度により整備を進めているところでございます。国の基本指針に基づき策定する川口市障害者自立支援福祉計画における必要なサービス見込み量を満たすべく、整備の支援に努めて参ります。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】（障害福祉課）

世代や属性を問わず包括的に相談を受止め、各ご家庭の複雑化、複合化した課題の解きほぐしや関係機関の役割分担による対応を図るため、重層的支援体制整備事業を実施しているところです。

また、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、地域生活支援拠点等の体制を整備したところです。保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会と連携して、老障介護家庭の孤立化予防につきまして、必要な対策について検討して参ります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】（障害福祉課）

人材確保につきましては、障害福祉職員の処遇改善のため、国において、令和6年2月に1人当たり月額6千円程度の引き上げ措置が講じられたところであり、令和6年度の障害福祉サービス報酬改定においても「処遇改善加算」の見直しが図られております。また、同報酬改定においては、本市の地域区分の引上げに伴う収入増に加え、障害福祉サービス報酬がプラス改定となりました。

障害者施設の人材確保につきましては、重要な課題であると認識しておりますので、今後も国の動向を注視し、対応して参ります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】（障害福祉課）

本事業は、県の補助事業として実施しているところです。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】（障害福祉課）

本事業は、県の補助事業として実施しているところです。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】（障害福祉課）

医学的な判断に基づくものにつきましては、医療機関の判断によるものとなります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】（障害福祉課）

実施済

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】（障害福祉課）

本事業は、県の補助事業として実施しているところです。

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】（障害福祉課）

本事業は、県の補助事業として実施しているところです。

(2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】（障害福祉課）

初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚に増やし、また、令和5年度より初乗り運賃の2倍以上になる場合には、2枚まで使用できるようにしたところであり、

現在これらの改善策により、利用率が向上するか見極めを行っている段階であり、この結果を踏まえ、埼玉県タクシー協会と協定を締結している埼玉県と連携し外出促進に結びつくような施策を進めていく予定でございます。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】（障害福祉課）

本市の福祉タクシー利用料金助成事業及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、介助者付き添いも含めて利用可能です。

また、介助者付き添いについては、障害者本人と同居する人、市内に居住する親族のいずれかが運転する場合でも補助対象としております。

両制度とも、現時点で所得制限、年齢制限につきましては、導入する予定はございません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】（障害福祉課）

福祉タクシー利用料金助成事業につきましては、埼玉県タクシー協会との協定内容について、埼玉県、近隣市町村との連携を図っており、福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、近隣市町村と助成内容について適宜情報を共有し、両制度の地域間格差の是正に努めているところでございます。

また、県の補助事業とすることにつきましては、必要に応じて県に働きかけて参ります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。掲載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】（長寿支援課）

避難行動要支援者名簿の対象者の範囲につきましては、地域防災計画に記載しているところでございますが、それ以外の方につきましては、災害時に特に支援が必要となる方を把握する観点から、希望者の個々の状況を鑑み判断しております。

また、各町会・自治会に、名簿を活用した支援マップの作成や個別計画の策定をお願いしており、その策定過程で、避難経路などを確認しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】（危機管理課）

災害時要配慮者の移動リスクを考慮すると、利用者を限定できる施設（入所や通所施設である福祉避難所）への直接避難は有効であります。本市にある全ての社会福祉施設をもってしても、全ての要配慮者を受け入れることは不可能なことから、選定作業が必要と考えております。今後選定の基準や福祉避難所への直接避難の運用等を検討する中で、要配慮者の個別避難計画の作成が重要であると考えており、作成における制度設計を関係各課と行っているところです。

引き続き要配慮者における災害時の適切な避難体制を整備できるよう努めて参ります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】（危機管理課）

災害時の日ごろの備えとして、食料品や飲料水、生活必需品の備蓄をお願いしていますが、備蓄品を消費してしまった場合などは、避難所以外で生活を送っている方につきましても、避難所にて食料品・飲料水、必要な物資などを受け取ることができます。また、避難所へ来ることが難しい方への配給方法につきましても、現在、対応を検討中でございます。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】（障害福祉課）

避難行動要支援者名簿は、現在、市関係部局の他、関係機関として、民生委員・児童委員、消防団、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、警察と名簿情報を共有しております。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】（自然災害の対応については危機管理課が所管となり、感染症対策については保健所管理課が所管となります。）

同時発生時には、必要に応じて総合調整を行って参ります。保健所機能の強化につきましては、本市は平成30年4月1日に保健所を開設し、運営を行っていることから、感染症の発生状況に合わせ、柔軟に機能強化を行うことが可能となっております。今後も、保健所運営を行っている強みを生かし、感染状況等を鑑み、必要に応じた機能強化を図って参ります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】（障害福祉課）

衛生用品については、新型コロナウイルスなどの感染症に備え、各事務所において日頃から備蓄に努めていただくこととなっております。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】（障害福祉課）

入院も含めた治療の方針等は医療機関の判断によるものとなります。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】（健康増進課）

コロナワクチン接種につきましては、国が対象者や接種時期などの方針を定めており、令和6年4月から、コロナワクチンは任意接種として実施しております。このことから、市は実施医療機関について関与できませんが、秋ごろ実施する定期接種におきましては、接種を希望されるかたがお近くの医療機関で接種を受けられるよう、川口市医師会等の協力を得ながら接種体制を整えて参ります。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】（障害福祉課）

障害者事業所等に対しましては、令和6年1月に物価等高騰対策支援金を支給したところで

す。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】（職員課）

難病は、種類が多岐にわたり、症状は人により個人差が大きくあることから、必要な合理的配慮や就業場所、勤務形態、職務内容について十分に検討し、雇用を進めなければならないと考えております。

なお、現在雇用している職員については、各々の難病の状況を鑑みて、必要な合理的配慮等を行っております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

令和6年度における待機児童数は10人です。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

令和6年度における受入れ児童総数は、0歳児892人、1歳児2,008人、2歳児2,269人、3歳児2,314人、4歳児2,374人、5歳児2,388人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】（子ども総務課・保育運営課）

公立保育所の維持につきましては、「公立保育所のあり方に関する基本方針」に基づき、地域の需要や公立保育所の役割を踏まえ、必要に応じ慎重に検討して参ります。

認可保育所等の整備につきましては、令和5年度には、認可保育所1施設、認定こども園1施設の整備を実施し、待機児童の解消に向けた受け入れ枠の拡大を図ったものでございます。

なお、今後の認可保育所の整備につきましては、保育需要の急激な増加が見込まれる等の要因が発生しない限り、原則、新たな整備は行わない方針としております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

発達の遅れなどにより特に支援が必要な乳幼児の認可保育所での受入れにつきましては、医療行為など保育所での対応が困難な場合を除き、通常のお申込みと併せて受付けております。

また、保育士の加配に対する補助につきましては、国の制度に加えて本市独自の補助制度を実施しており、拡充は考えてございません。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】（子ども総務課）

認可施設の整備につきましては、保育需要の急激な増加が見込まれる等の要因が発生しない限り、原則、新たな整備は行わない方針としております。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】（子ども総務課）

保育士の配置につきましては、本年4月の国の改正に合わせ、国と同様の基準に合わせて改正したところでございます。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】（保育幼稚園課）

保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業として、平成30年度から「保育士賃金補助制度」を実施し、保育士1名につき最大で月28,000円の賃金増額が図れる制度となっております。

また、国等の補助を活用した「保育体制強化事業」「保育士宿舎借上支援事業」「保育補助者雇上強化事業」「保育所等業務効率化推進事業」を実施し、保育士の負担軽減、離職防止を図り、保育士の確保に努めているところです。

また、保育士の確保につきましては、市独自の事業として平成29年度から、保育士資格を有しながら保育所等に勤務していない潜在保育士に対し、就職の準備金を補助する「潜在保育士就職準備事業」を実施しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】（保育幼稚園課）

本市の0歳児から2歳児の保育料は、国が定める基準より約20%減額しています。また、多子世帯に対する軽減措置として、兄弟姉妹の同時入所にかかわらず、3人目以降のお子さんについては無料としており、利用者負担の軽減に努めているところでございます。さらなる軽減につきましては、保育事業の運営に対する継続的な支援が必要であることから、現時点においては難しいものと考えております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】（保育幼稚園課）

保育園の給食費については、低所得者や多子世帯への配慮として、年収360万円未満相当世帯の園児、及び、保育料算定の所得階層にかかわらず第3子以降の園児に対して副食費の免除をすることとなっています。幼稚園の給食費については、低所得者や多子世帯への配慮として、年収360万円未満相当世帯の園児、及び、第3子以降の園児に対して副食費の補助をすることとなっています。給食費は実費徴収の対象であり、無償化については考えておりません。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとな

っており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】（保育幼稚園課）

「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」につきましては、いまだ待機児童の解消にいたっていない本市において、対象となる0歳から2歳児クラスに年間を通じて一定の受け入れ定員を確保することが課題となっております。

このことから、国の動向や試行的事業を実施している他市の状況も確認しながら導入時期を含め引き続き検討してまいります。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】（保育幼稚園課）

制度の導入時期にあわせて検討してまいります。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】（保育運営課）

保育の質の向上を目的とした研修等につきましては、業務多忙の中でも場所を選ばず、時間の調整がしやすいオンライン研修や、埼玉県が実施している様々な研修の周知を行い、職員の資質の向上を図っているところでございます。また、毎年度各施設へ立入調査等を実施し、安全安心な保育の実現のため、指導監督に努めているところです。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】（子ども総務課）

子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育て支援制度の意義を踏まえて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう必要な支援を行って参ります。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】（保育幼稚園課）

保育所に支払われている委託費は、国の定める公定価格に基づいて算出されており、在籍人数に応じて支給することとなっておりますので、市が独自に算出方法を改めることはできません。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】（学務課）

本市公設民営放課後児童クラブについては、希望される方のうち要件を満たした皆様にご利用いただけるよう、施設等の整備をしており、引き続き、法令や条例を遵守し、より良い施設環境の整備に努めて参ります。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町(63 市町村中 73.0%)、「キャリアアップ事業」で 36 市町（同 57.1%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】（学務課）

本市公設民営放課後児童クラブ支援員の賃金やキャリアアップ等の処遇改善については、委託事業者において管理しております。そのうえで、随時、委託事業者に対し支援員の処遇向上を図るよう働きかけているとともに、契約更新時には雇用形態や福利厚生等を確認し、法令等を遵守した丁寧なクラブ室運営に繋がるよう努めて参ります。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】（学務課）

本市公設民営放課後児童クラブについては、その運営に当たり、1 支援単位当たり 2 人以上支援員等を配置することとしているほか、特別支援学級等の児童の利用がある際には、加配職員を配置しております。今後も、国や県の補助金等も活用し、利用する児童や保護者が安心でき、安全なクラブ室運営に努めて参ります。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校 3 年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024 年 4 月から実施されました。現物給付の対象年齢を 18 歳までに拡充してください。

【回答】（子育て支援課）

本市におきましては、令和 6 年 10 月診療分より入院・通院ともに 18 歳まで対象年齢を拡大して実施いたします。

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】（子育て支援課）

制度の創設につきましては、機会を捉え要望して参ります。

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】（子育て支援課）

埼玉県では、市町村が独自に実施する子ども医療助成制度への補助を、これまで入院・通院ともに未就学児までとされていたが、令和6年度より入院を中学3年生まで通院を小学3年生までと補助が拡充されました。本市はこれを機会と捉え、子ども医療費を令和6年10月診療分より入院・通院ともに18歳まで年齢を拡大し実施いたします。

11. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】（子育て支援課）

本市におきましては、更なる子育て世帯への支援の充実を図るため、令和6年10月診療分より子ども医療費の対象年齢を18歳までに拡大する等の支援を実施いたします。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】（学校保健課）

学校給食への地元農産物の活用につきましては、JA埼玉や生産者等と連携し、川口市産のじゃがいも、ながねぎ、だいこん、ぼうふうや、川口市産のいちごを使用した「川口いちごゼリー」などを学校給食に提供して参りました。今後も引き続き、地元農産物の活用を努めて参ります。

また、学校給食費の無償化についてですが、多額の財源を恒久的に確保し続けることが必要であり、現時点では実施は難しいものと認識しているところでございます。

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】（指導課）

本市の就学援助は、経済的な理由により就学が困難であり、援助を必要とする全ての世帯に対し、公平かつ継続的に援助を行うため、所得制限を設け、維持しているところでございます。

所得基準の引上げにつきましては、他の自治体の動向を注視しているところですが、現状においては難しいものと考えます。制度の周知については、全児童生徒に対し、毎年度当初（4月頭）にパンフレットを配布しております。新小学1年生に対しては、就学前の就学時健診（10～11月頃）及び入学説明会（1月～2月頃）において全員配布も行ってまいります。

また、新中学1年生に対しては、小学6年生の秋頃（10月半ば頃）や、入学説明会時（1月～2月頃）に全員配布を行ってまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民

の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとは申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

生活保護制度につきましては、概要を市のホームページに掲載するとともに、生活福祉課の窓口には制度の仕組みや申請手続きをまとめた「保護のしおり」を配置し、保護のしおりの表紙に「生活保護の申請は国民の権利です」と明示し、周知を図っております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

「保護のしおり」につきましては、厚生労働省や埼玉県から発出される各通知の内容を確認の上、改訂を行っております。

また、扶養義務照会につきましては、厚生労働省発出の通知に基づき申請者の意志や状況、扶養の蓋然性を十分に検討し、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された扶養義務者については実施しておりません。

3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

保護決定につきましては、原則14日間以内を目標に対応しております。ただし、収入・資産調査や扶養義務者の戸籍調査等に日時を要する場合は、30日まで遅延することがございます。

また、決定後は保護費を速やかに支給できるよう努めてまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

各福祉事務所により決定・変更通知書の様式は若干異なりますが、当所におきましては通知を受けた方が内容にご不明な点がある場合は、ご理解いただけるようケースワーカーが丁寧に説明を行っております。

また、内訳欄での表記でわかりにくい場合は、ご理解いただきやすい別紙を添付して発送することもございます。今後も受給されている方がわかりやすい通知書となるよう検討を継続して参ります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年増員要望しているところでございます。当市生活保護担当課に配属された現業員において、資格を有していない新任、新人職員につきましては、当課在職中に社会福祉主事の任用資格を取得するよう努めております。

また、受給されている方に不利益が起らないよう定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、当課全体の資質向上に努めています。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

当課では生活保護を申請される方に、確実な帰来先が無くとも無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。しかし、ご本人の意向や状況から一時的な居所として数か所の無料低額宿泊所等の情報提供を行うことはございます。

また、入居者には転出の希望の有無を確認し、希望する場合は居宅生活の可否を病状調査や生活状況等により判断しています。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

生活保護基準につきましては、生活保護世帯とそれ以外の一般低所得世帯の家計状況の均衡が適切に図られていることが重要と考えております。現在、国において熱中症対策実行計画の策定等の措置が講じられましたので、夏季加算の創設につきましても引き続き国の動向を注視して参りたいと存じます。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターにおいて生活困窮にかかるご相談をお受けするとともに、本市関係各課に同センターを案内するリーフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談をご案内しております。今後も地域状況に応じた生活困窮の把握に努めてまいります。

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】（生活福祉1課・2課）

医療移送費につきましては、保護のしおりや生活保護開始後の面接等でケースワーカーが周知に努めております。また、国の医療扶助実施方式に基づき、支給可否について、適切に対応しております。